申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

No. 14

所管課かい名　環境共生課

許認可等の内容		設置規制区域内への太陽光発電施設の設置許可
根拠法令等及び条項		静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和８年静岡市条例第59号）第７条
行政庁		静岡市長
法令の定め		静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第６条第１項前段、第７条、第８条第１項及び第２項並びに第22条第１項から第３項まで 静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則（令和８年静岡市規則第93号）第５条第１項及び第６条 太陽光発電施設の設置に関する基準（令和８年静岡市告示第545号）
審査基準	基準（未設定の場合はその理由）	別紙のとおり
	設定年月日	令和８年11月１日設定（令和８年11月１日最終設定）
標準処理期間	標準処理期間（未設定の場合はその理由）	総日数 60 日（申請の補正に要する期間、市の休日（土日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年１月３日までの日）は含まない。）
	設定年月日	令和８年11月１日設定（令和８年11月１日最終設定）

(No.14別紙)

1　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則第５条第１項の申請があった場合は、その申請に係る申請書及び同項各号に掲げる書類の記載に加え、太陽光発電施設の設置の目的、設置の形態等の事情を総合的に考慮して、静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則第６条各号のいずれにも該当するかどうかを判断し、同条各号のいずれにも該当する場合には、許可しないことが相当であると認められる特別の事情がある場合を除き、許可することとします。

2　上記１にかかわらず、設置許可を受けようとする者が、申請書を提出するまでに、静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第６条第１項の規定により地域住民等への事業計画の内容を説明していると認められない場合は、許可をしないこととします。

地域住民等へ事業計画の内容を説明したと認められるかどうかについては、説明の対象とした者の範囲、説明の方法及び内容、地域住民等からの意見及びこれに対する対応状況、地域住民等との関係その他の事情を総合的に考慮して判断します。

また、地域住民等への説明の方法は、原則として説明会を開催することによるものとします。ただし、説明会を開催しない特別な事情がある場合は、その理由を明らかにした上で、戸別訪問若しくはポスティングによる書面配布又はインターネット上で事業計画の内容を閲覧に供するとともに、ホームページのアドレスを回覧板等に掲載する方法により、地域住民等への事前周知を行うこともできるものとします。

3　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第８条第２項の「条件」を付するかどうか、付する場合にどのような条件を付するかは、太陽光発電施設の設置に係る工事の内容、事業区域又は周辺地域における災害の発生のおそれ、太陽光発電施設が設置されることによる良好な自然環境、生活環境又は景観への影響の程度その他の一切の事情を考慮して判断します。

4　法令の文言の解釈又は裁量的な判断の基準が明らかでないものについては、別添の「技術マニュアル」に記載されているところによるものとします。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

No. 15

所管課かい名　環境共生課

許認可等の内容		設置規制区域内における太陽光発電施設の設置許可の変更許可
根拠法令等及び条項		静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和８年静岡市条例第59号）第９条
行政庁		静岡市長
法令の定め	静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第６条第３項において準用する第１項前段、第９条第１項、第９条第３項において準用する第８条第１項及び第２項並びに第22条第５項において準用する第１項から第３項まで 静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則（令和８年静岡市規則第93号）第５条第１項、第６条及び第７条第１項 太陽光発電施設の設置に関する基準（令和８年静岡市告示第545号）	
審査基準	基準（未設定の場合はその理由）	別紙のとおり
	設定年月日	令和８年11月１日設定（令和８年11月１日最終設定）
標準処理期間	標準処理期間（未設定の場合はその理由）	総日数 60 日（申請の補正に要する期間、市の休日（土日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年１月３日までの日）は含まない。）
	設定年月日	令和８年11月１日設定（令和８年11月１日最終設定）

(No.15別紙)

1　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則第７条第１項の申請があった場合は、その申請に係る申請書及び第５条第１項各号に掲げる書類の記載に加え、太陽光発電施設の変更の目的、変更後の形態等の事情を総合的に考慮して、静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則第６条各号のいずれにも該当するかどうかを判断し、同条各号のいずれにも該当する場合には、許可しないことが相当であると認められる特別の事情がある場合を除き、許可することとします。

2　上記１にかかわらず、変更許可を受けようとする者が、申請書を提出するまでに、静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第６条第３項において準用する第１項の規定により地域住民等への事業計画の内容を説明していると認められない場合は、許可をしないこととします。

地域住民等へ事業計画の内容を説明したと認められるかどうかについては、説明の対象とした者の範囲、説明の方法及び内容、地域住民等からの意見及びこれに対する対応状況、地域住民等との関係その他の事情を総合的に考慮して判断します。

また、地域住民等への説明の方法は、原則として説明会を開催することによるものとします。ただし、説明会を開催しない特別な事情がある場合は、その理由を明らかにした上で、戸別訪問若しくはポスティングによる書面配布又はインターネット上で事業計画の内容を閲覧に供するとともに、ホームページのアドレスを回覧板等に掲載する方法により、地域住民等への事前周知を行うこともできるものとします。

3　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第９条第３項において準用する第８条第２項の「条件」を付するかどうか、付する場合にどのような条件を付するかは、太陽光発電施設の設置に係る工事の内容、事業区域又は周辺地域における災害の発生のおそれ、太陽光発電施設が設置されることによる良好な自然環境、生活環境又は景観への影響の程度その他の一切の事情を考慮して判断します。

4　法令の文言の解釈又は裁量的な判断の基準が明らかでないものについては、別添の「技術マニュアル」に記載されているところによるものとします。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

No. 20

所管課かい名　環境共生課

許 認 可 等 の 内 容		設置規制区域内における既存施設の変更許可
根拠法令等及び条項		静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和８年静岡市条例第59号）附則第５項
行政庁		静岡市長
法令の定め		静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例附則第５項、附則第６項において準用する第６条第１項前段、第９条第１項並びに附則第６項において読み替えて準用する第９条第３項において準用する第８条第１項及び第２項 静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則（令和８年静岡市規則第93号）第５条第１項、第６条第１号及び第２号、附則第５項並びに附則第６項において準用する第７条第１項 太陽光発電施設の設置に関する基準（令和８年静岡市告示第545号）
審査基準	基　　準 （未設定の場合はその理由）	別紙のとおり
	設 定 年 月 日	令和８年11月１日設定（令和８年11月１日最終設定）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数 60 日（申請の補正に要する期間、市の休日（土日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年１月３日までの日）は含まない。）
	設 定 年 月 日	令和８年11月１日設定（令和８年11月１日最終設定）

(No.20別紙)

1　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則附則第６項において準用する第７条第１項の申請があった場合は、その申請に係る申請書及び第５条第１項各号に掲げる書類の記載に加え、太陽光発電施設の変更の目的、変更後の形態等の事情を総合的に考慮して、静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則第６条第１号及び第２号のいずれにも該当するかどうかを判断し、同条同１号及び第２号のいずれにも該当する場合には、許可しないことが相当であると認められる特別の事情がある場合を除き、許可することとします。

2　上記１にかかわらず､変更許可を受けようとする既存事業者が､申請書を提出するまでに、静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例附則第６項において準用する第６条第１項の規定により地域住民等への事業計画の内容を説明していると認められない場合は、許可をしないこととします。

地域住民等へ事業計画の内容を説明したと認められるかどうかについては、説明の対象とした者の範囲、説明の方法及び内容、地域住民等からの意見及びこれに対する対応状況、地域住民等との関係その他の事情を総合的に考慮して判断します。

また、地域住民等への説明の方法は、原則として説明会を開催することによるものとします。ただし、説明会を開催しない特別な事情がある場合は、その理由を明らかにした上で、戸別訪問若しくはポスティングによる書面配布又はインターネット上で事業計画の内容を閲覧に供するとともに、ホームページのアドレスを回覧板等に掲載する方法により、地域住民等への事前周知を行うこともできるものとします。

3　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例附則第６項において読み替えて準用する第９条第３項において準用する第８条第２項の「条件」を付するかどうか、付する場合にどのような条件を付するかは、太陽光発電施設の設置に係る工事の内容、事業区域又は周辺地域における災害の発生のおそれ、太陽光発電施設が設置されることによる良好な自然環境、生活環境又は景観への影響の程度その他の一切の事情を考慮して判断します。

4　法令の文言の解釈又は裁量的な判断の基準が明らかでないものについては、別添の「技術マニュアル」に記載されているところによるものとします。